青少年の居場所づくりモデル事業　質問回答一覧

No	質問	回答
1	本事業において想定している対象者を教えてください。	本事業は中高生世代を中心とした青少年を主な対象としています。 なお、対象者を健全層や不登校等の困難を抱える層などに限定するものではなく、多様な青少年が参加できる居場所づくりを想定しています。 一方で、小学生の参加を妨げるものではなく、多世代交流や異年齢交流を含む事業とすることも可能です。 ただし、審査においては、中高生世代を中心とした居場所づくりという事業目的との整合性も踏まえて総合的に評価します。
2	参加する子どもの年齢層について 中高生をターゲットにしながら、小学生の参加も含まれても大丈夫ですか	本事業は中高生世代を中心とした青少年を主な対象としています。 一方で、小学生の参加を妨げるものではなく、多世代交流や異年齢交流を含む事業とすることも可能です。 ただし、審査においては、中高生世代を中心とした居場所づくりという事業目的との整合性も踏まえて総合的に評価します。
3	本事業の対象者は中高生世代とのことですが、小学生を対象に含む事業も応募可能ですか。	小学生の参加を妨げるものではなく、多世代交流や異年齢交流を含む事業とすることも可能です。 ただし、審査においては、中高生世代を中心とした居場所づくりという事業目的との整合性も踏まえて総合的に評価します。
4	参加対象者は、寄り添い型生活支援事業や児童家庭支援センター、児童養護施設など、行政の支援を利用している者も含めて構わないと考えてよろしいか	参加対象者は、市内在住、在学又は在勤の青少年を中心としており、寄り添い型生活支援事業、児童家庭支援センター、児童養護施設その他行政の支援を利用している子ども・若者を含めることは可能です。 ただし、特定の利用者のみを対象とする閉鎖的な活動ではなく、広く参加を受け入れる公益性を有する事業であることが必要です。
5	居場所の運営に当たり、利用者数や開設頻度等の目安や要件はありますか。	利用者数、活動回数、活動時間数について、一律の数値基準は設けていません。 一方で、事業期間中、継続的かつ計画的に実施されることを要件としており、活動内容、人員体制、安全管理体制等と整合した無理のない計画となっていることが必要です。

No	質問	回答
6	居場所の開設頻度や活動時間数に関する要件はありますか。例えば、学校の授業時間帯に実施する不登校児童生徒向けの居場所や、月数回程度の開催でも対象となりますか。	利用者数、活動回数、活動時間数について、一律の数値基準は設けていません。 一方で、事業期間中、継続的かつ計画的に実施されることを要件としており、活動内容、人員体制、安全管理体制等と整合した無理のない計画となっていることが必要です。 なお、不登校等の困難を抱える青少年を対象とする取組も対象となり得ますが、本事業は特定の利用者のみを対象とするものではなく、多様な青少年が参加できる居場所づくりを想定しています。
7	開催頻度について 週1回2時間程度の開催でも可能ですか	利用者数、活動回数、活動時間数について、一律の数値基準は設けていません。 一方で、事業期間中、継続的かつ計画的に実施されることを要件としており、活動内容、人員体制、安全管理体制等と整合した無理のない計画となっていることが必要です。 なお、週１回２時間程度の活動についても応募は可能であり、事業内容や実施体制等を踏まえて総合的に審査します。
8	実施期間について 何ヶ月程度の開催、または何回程度の開催を想定していますか 週1回2時間、年間40回程度でも可能ですか	利用者数、活動回数、活動時間数について、一律の数値基準は設けていません。 一方で、事業期間中、継続的かつ計画的に実施されることを要件としており、活動内容、人員体制、安全管理体制等と整合した無理のない計画となっていることが必要です。 なお、週１回２時間程度の活動についても応募は可能であり、事業内容や実施体制等を踏まえて総合的に審査します。
9	居場所として使用するスペースについて、面積等の要件はありますか。	面積や定員について一律の基準は設けていませんが、参加者数に応じて安全かつ適切に運営できるスペースが確保されていることが必要です。 審査においては、活動内容、人員体制、安全管理体制等との整合性を総合的に評価します。
10	居場所スペースは、モデル事業実施期間を通して同じ場所でなければいけない、もしくは定員やそれに応じた広さについて規定はありますか	事業期間中を通じて必ず同一の場所で実施する必要はありません。 また、面積や定員について一律の基準は設けていませんが、参加者数に応じて安全かつ適切に運営できるスペースが確保されていることが必要です。 審査においては、活動内容、人員体制、安全管理体制等との整合性を総合的に評価します。

No	質問	回答
11	採択された場合、具体的にいつまでに居場所の提供を開始する必要があるでしょうか	補助対象期間は補助金交付決定日から令和９年２月28日までです。 事業開始時期に一律の基準はありませんが、補助対象期間内に継続的かつ計画的に事業を実施できるよう、交付決定後できるだけ速やかに開始することを想定しています。
12	参加費について 参加費を設定してもよいか 1回300円相当⇒軽食代に充てたい	本事業は青少年が参加しやすい居場所づくりを目的としているため、居場所の利用自体は原則として無料であることが望ましいと考えています。 一方で、軽食代、材料費その他特定のプログラムの実施に伴う実費相当額について、参加者負担を求めることは差し支えありません。 また、参加費収入がある場合は、収支予算書及び収支決算書において適切に計上してください。
13	補助金の使途について、人件費への充当割合等の上限や制限はありますか。	人件費への充当割合について、上限や下限は設けていません。 ただし、人件費を含め、事業内容及び実施体制に照らして適切かつ合理的な支出となっているかについては審査の対象となります。
14	弊会では、近年の異常気象に伴う水害や地震などの災害により、生徒およびスタッフが帰宅困難となる場合を想定し、さまざまな備えを進めております。 つきましては、補助対象経費の「ケ」として、防災用ポータブル電源の購入費用を計上することは可能でしょうか。 なお、検討している製品は、大手通販サイト等で確認したところ価格に幅がございますが、一台あたり10万円～25万円程度のものを想定しております。	防災用ポータブル電源については、居場所事業以外にも使用可能な汎用性の高い備品であり、募集要項において対象外経費としている「財産形成につながる備品購入費」に該当するため、補助対象経費として計上することはできません。
15	弊会では現在緊急時対応に力を入れており、当会場の近くに鶴見川が流れているため、川の氾濫等も視野に入れ準備をしております。 そこで質問ですが、防災グッズセット、災害用ラジオ、電池等の購入費用を計上することは可能でしょうか。 ４の(4)対象外経費エの「財産形成につながる備品購入費」に該当しそうな気もしますが、４の(3)補助対象経費ケの「その他市長が認める経費」にて認めていただくこと等は可能でしょうか。	防災対策は重要であると考えていますが、補助対象経費への該当については、購入する物品の内容や使用目的により判断します。 なお、財産形成につながる備品購入費や汎用性の高い機器については補助対象外となります。一方で、居場所運営に直接必要な消耗品に該当するものについては、補助対象となる場合があります。
16	応募できる団体は、新たに居場所づくりに取り組む団体に限られますか。それとも、既に居場所活動を実施している団体も応募可能ですか。	既に居場所活動を実施している団体、新たに居場所づくりに取り組む団体のいずれも応募可能です。 なお、審査に当たっては、事業計画、実施体制、実現可能性、公益性等を総合的に評価します。

No	質問	回答
17	中間支援を担う団体が、実施団体として応募することはできますか。	できません。 本事業では、実施団体、中間支援を担う者及び横浜市の三者により事業を実施することを想定しています。 中間支援を担う者は、実施団体への助言、進捗確認、成果及び課題の整理等を行う立場であり、実施団体はその支援を受ける立場となります。 このため、公平性及び客観性を確保する観点から、中間支援を担う者が実施団体を兼ねることはできません。 なお、別の団体が実施主体となり、中間支援を担う団体と連携して事業を実施することは可能です。
18	横浜市のよこはま夢ファンドの登録団体支援金の助成をうけている団体でも応募可能ですか。	団体として「よこはま夢ファンド登録団体助成金」の助成を受けていることのみを理由として、本事業への応募を制限するものではありません。 本事業では、補助対象となる事業について、横浜市又は区の補助金等との重複がないことを要件としています。 したがって、「よこはま夢ファンド登録団体助成金」の助成対象事業と、本事業の補助対象事業が異なる場合は応募可能です。一方で、同一の事業に対して重複して補助を受けることはできません。
19	本事業で重視する視点として「継続的な運営が見込まれる体制」とありますが、モデル事業終了後も事業を継続することを推奨されていると考えてよろしいか。またその場合、公共性・公益性のある事業と位置付けられていることから、何らかの事業補助が検討されていると考えてよろしいか。	本事業はモデル事業として実施するものであり、実施団体による取組の成果や課題を検証し、今後の施策展開の検討に活用することを目的としています。 事業終了後の継続を応募要件としているものではありませんが、継続的な運営が見込まれる体制については審査において評価対象となります。 なお、令和 9 年度以降の事業実施や補助制度については、現時点では未定です。
20	本事業はモデル事業とのことですが、令和 9 年度以降も同様の補助制度を継続する予定はありますか。	令和 9 年度以降の事業実施や補助制度については、現時点では未定です。
21	採択された場合、事業の周知や参加者募集について、市から支援を受けることはできますか。	本事業では、採択団体に対し中間支援を担う者による伴走支援を予定しています。 市による個別の参加者募集や広報を保証するものではありませんが、周知方法に関する助言や情報共有等を行う場合があります。なお、広報活動の主体は実施団体となります。